義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会議員 林 孝 彦

賛成者

安曇野市議会議員 橋本 裕二

安曇野市議会議員 一志 信一郎

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

安曇野市議会議員 岡村 典明

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等 とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところ です。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、令和6年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方 財政の安定を図るため、以下の事項を実現するよう強く要望します。

記

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を 堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年 月 日

(送付先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣